

## 利用料金

(1) 利用料金の単価は以下のとおりです。

介護給付（要介護1～5） 特定事業所加算Ⅱ・処遇改善・地域加算

※料金は概算のためおおよその目安です。

サービス内容	基本利用料	利用者負担金
生活援助20分～45分未満	2,290円	229円
生活援助45分以上	2,800円	280円
身体介護20分～30分未満	3,050円	305円
身体介護30分～1時間未満	4,840円	484円
身体介護1時間以上	7,020円	702円
身体介護後の生活援助20分以上	830	83円
身体介護後の生活援助45分以上	1,670	167円
身体介護後の生活援助70分以上	2,500	250円
交通費 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 →		円

30分を増す毎に+80単位 (+100円)

夜間(午後6時～午後10時まで)早朝(午前6時～午前8時まで)のご利用は25%増し  
深夜(午後10時～午前6時まで)のご利用は50%増しになります。

(2) 特定事業加算Ⅱの体制を整えています。(要介護1～要介護5)

加算Ⅱとは、通常料金に対して10%増になります。

特定事業加算Ⅱの要件とは、

- ・ 訪問介護員等の研修をして個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定しています。
- ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たりの留意事項に係る伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的で開催しています。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たりの留意事項を文章等確実な方法により伝達してから開始すると共に、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けます。
- ・ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施します。
- ・ 利用者へ緊急時等における対応方法を明示します。
- ・ 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・ヘルパー2級・1級訪問介護員の合計50%以上を有しています。
- ・ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は、5年以上の1級訪問介護員です。

### (3) 緊急時訪問介護加算

- ・ 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と判断した時にサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を(身体介護)を行った場合に加算が発生します。

緊急時訪問介護加算(新規) 100円/回

### (4) 初回加算

- ・ 新規に訪問介護計画書を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月
- ・ その他の訪問介護員が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が同行した場合所定単位数200単位を加算する。

### (5) 生活機能向上連携加算⇒100単位/月

- ・ 算定要件

- ① サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による訪問に同行し、理学療法士と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成していること。
- ② 当該理学療法士と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。
- ③ 当該計画に基づく初回の訪問が行われた日から3ヶ月間算定できること。

### (6) 介護予防(要支援1 要支援2)

対象者	利用頻度	料金
介護予防訪問介護費Ⅰ	週1回程度利用の場合	1,321/月
介護予防訪問介護費Ⅱ	週2回程度利用の場合	2,643/月
介護予防訪問介護費Ⅲ	週3回程度利用の場合	4,192/月

### (7) 支払方法

利用料金は、月末締めで翌月13日前後に請求書を発行いたします。お支払いの方法は毎月26日に指定の口座より振替させていただきます。